富（河長・大狭・太・河南・千赤）広福第２７４号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２９年５月２日

各社会福祉法人代表者　様

　　　　　　　　　　　　　（富田林市　河内長野市　河南町　太子町　千早赤阪村）広域福祉課長

大阪狭山市　広域福祉グループ課長

厚生労働省「社会福祉法人指導監査実施要綱」の制定について

平素より福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の要綱について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長および老健局長の連名により通知がありましたので、添付ファイルによりお送りします。

なお、通知文および「指導監査ガイドライン」に基づき今後の指導監査を実施することになりますので、ご確認いただきますようお願いします。

なお、紙媒体での送付は省略させて頂きますのでご了承願います。

記

**１．1社会福祉法人指導監査実施要綱（PDF）**

**２．2（別紙）　指導監査ガイドライン（PDF）**

なお、近日中に今回メールでお送りする本通知文及び添付ファイルにつきまして、

南河内広域福祉課のホームページに掲載する予定です。

【社会福祉法人等への通知文書等】

（<http://www.kouiki321.jp/procedure/fukushi/pro_seturituninka/10.html>）

|  |
| --- |
| 〒５８４－００３１  　住 所：富田林市寿町２丁目６番１号  南河内府民センタービル２階  南河内広域事務室　広域福祉課  　　　　　　　（社会福祉法人指導担当）  ＴＥＬ：０７２１－２０－１１９９  ＦＡＸ：０７２１－２０－１２０２ |